

# 貿易円滑化対策委員会の経営支援

平成 27 年度貿易円滑化対策委員会 委員長 **瀧野 文雄**



## 要 約

貿易円滑化対策委員会（旧 産業競争力推進委員会）は、模倣品、海賊版対策として有効な税関での水際手続を調査研究するのが大きなテーマの一つである。そのために、税関をはじめとする関係官庁と交流、意見交換および連携強化を図ってきている。

税関手続に関する代理権が認められている弁理士が、一般企業を対象にして当該水際手続の周知を図ることは、出願等のコア業務以外の手続も代理できることを知ってもらうよい機会となる。

一般企業の方々が水際手続を利用するきっかけとなるように、当委員会がどのようにして当該手続の周知を図ってきたか、その活動について紹介する。

## 目次

1. 貿易円滑化対策委員会について
2. 模倣品、海賊版対策としての税関での水際手続について
3. 旧産業競争力推進委員会の活動－「劇団水際」の活動
4. 貿易円滑化対策委員会の活動－実際に水際手続を活用している企業の紹介
5. まとめ

## 1. 貿易円滑化対策委員会について

平成 27 年度の貿易円滑化対策委員会は、3つの部会編成で構成され、各部会の分担は以下のとおりであった。

すなわち、第1部会は、水際手続を除いた外国における模倣品、海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供、第2部会は、水際手続を除いた外部団体への委員派遣、各種情報収集及び会員への情報提供、そして、第3部会は、水際手続に特化して、当該手続に関する税関をはじめとする国内外関係官庁との交流、意見交換及び連携強化を担当した。

貿易円滑化対策委員会は、平成 24 年度まで産業競争力推進委員会の名称で活動しており、産業の競争力強化を推進する観点から、模倣品、海賊版への対応を研究する、いわゆる税関での水際手続の調査研究が大きなテーマの一つであった。

今回、「貿易円滑化対策委員会の経営支援」とのテーマで活動内容を紹介する当たり、当委員会の実績として、調査研究、情報収集した内容を弁理士会会員へ提

供するだけでなく、模倣品、海賊版対策の有効な手段である税関での水際手続に関する情報を一般企業の方々にも提供し、水際手続の利用を促してきた実績があるので、一般企業の方々にどのようにして情報を提供してきたのか、その一端を紹介する。

## 2. 模倣品、海賊版対策としての税関での水際手続について

日本税関は、安全安心な社会の実現のために、麻薬覚せい剤、危険ドラッグ、拳銃等とともに、知的財産侵害物品を輸入禁止貨物としており、水際での取締りの対象としている。ここで、知的財産侵害物品とは、特許権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する物品または不正競争防止法に該当する行為を組成する物品であり、いわゆる模倣品、海賊版と呼ばれるものである。

この税関での知的財産侵害物品の水際取締りは、明治以来職権によりが行われていたという長い歴史があるが、平成 7 年の TRIPS 協定を受けた関税定率法的大幅改正により、権利者からの申立による取締りを可能とする現行の差止申立て制度が導入され、さらに、知的財産立国としての保護強化への取組みとして、禁制品となる権利の拡充や輸出貨物を取締りの対象とするなど、制度、運用の強化が図られてきたところである。

ここで、日本税関の水際取締の特徴を説明すると、

- ① 税関は、知的財産侵害物品に該当するか否かについて、裁判所や ITC 等の専門機関の判断なしに取

締りを行うことができるという強い権限を有している。

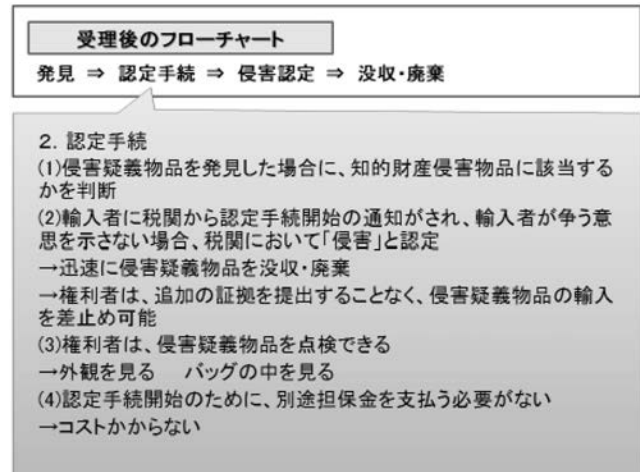
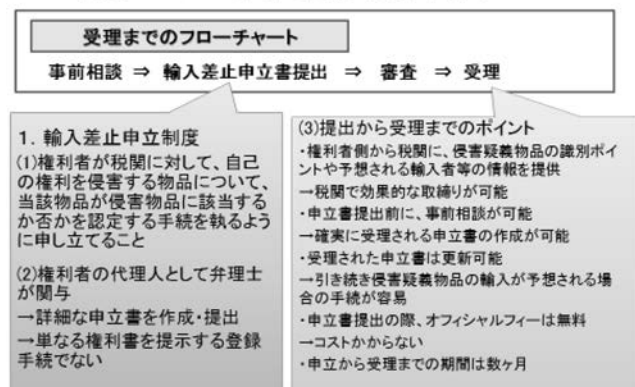
- ② 商標権侵害や著作権侵害だけでなく、意匠権侵害や、技術的知識が必要な特許権侵害の取締りも行う。
- ③ 輸出入差止申立制度：税関が水際で侵害疑義物品を発見した場合に、それが知的財産侵害物品に該当するか否かの認定を確実に行えるように、予め権利者が侵害物品を特定して認定手続きの執行を申立てる制度。権利者の協力によって、効率的に取締りを行うことが可能となる。
- ④ 認定手続：水際で侵害疑義物品が発見された場合に、税関は、当該物品が知的財産侵害物品に該当するか否かを判断し、侵害と認定した場合には、当該物品の没収、廃棄を行う。
- ⑤ 専門委員意見照会制度：税関は、知的財産侵害物品の判断について外部有識者の意見を求めることができ、弁理士は有識者の一人として税関業務に協力している。

などを挙げることができる。

弁理士は、知的財産の専門家として税関手続に関する代理権が法的に認められており、また、専門委員候補に選任される等、水際手続に関与できるようになっている。

模倣品、海賊版対策として、侵害疑義物品の生産国での取締りや、当該疑義物品が日本国内に流入した後での裁判等による取締りは、時間も費用もかかり権利者にとって負担である。一方、日本税関での当該物品の取締りは、極めて効率的で手続も比較的容易である。そのために、水際手続に代理人として関与できる弁理士は、当該制度の利用促進を、税関当局とも連携をとりつつ周知していく必要があり、その活動の一環として、当委員会の活動があるものと考えている。

### 税関での知的財産侵害物品取締りフロー



### 3. 旧産業競争力推進委員会の活動－「劇団水際」の活動

旧産業競争力推進委員会では、日本および海外で深刻化する模倣品問題に対処するために、税関での知的財産侵害物品の水際取締の研究をしており、その研究成果を弁理士会会員だけでなく広く一般企業の方々に知ってもらうために、弁理士および企業の方々を対象に、各地で知的財産セミナーを開催してきた（平成24年11月開催の「知的財産セミナー in 沖縄」等）。

当該セミナーは、「知的財産の活用と税関での取締」をテーマに、まずはどのようにしたらブランドイメージを確立することができるのか、その手段としての知的財産権の取得と活用について解説し、次にブランドイメージの低下を引き起こす模倣品、海賊版対策として、税関での水際手続を弁理士による寸劇形式でのわかりやすく解説したものであった。

この弁理士による寸劇は、自称「劇団水際」の公演として、多くの方々にご好評をいただいたと考えている。ここに、寸劇の内容を写真とともに紹介する。

- ① ヒット商品のゴルフクラブを値段の安さから購入したアマゴルファが、クラブの打感のおかしさからゴルフショップに相談したところ、当該クラブが模倣品であることが判明したとの設定でストーリーが始まる（写真1）。
- ② 模倣品の存在を知ったゴルフクラブ会社の担当者は、海外で製造された模倣品が国内市場に出回るようになったとして知財専門家である弁理士に相談に行き、模倣品に対してどのような対策ができるのかを、真正品と模倣品との相違点を説明しながら相談する。

弁理士は、当該クラブに関する知的財産権の状況



写真 3



#### 4. 貿易円滑化対策委員会の活動—実際に水際手続を活用している企業の紹介

平成 25 年から貿易円滑化対策委員会と名称を変更した当委員会は、引き続き水際手続の調査研究を大きなテーマとして活動した。平成 27 年度の活動もその延長線上にあり、本年度は、「劇団水際」のときと同様に弁理士会会員だけでなく一般企業の知財担当者も対象として、模倣品対策として実際に水際手続を活用している企業の具体例を紹介する模倣品取締制度の紹介セミナーを各地で行った（平成 27 年 12 月に大阪、平成 28 年 3 月に名古屋で開催。平成 28 年度も引き続き各地で開催予定）。

当該セミナーは、日本各地に所在する 9 税関の近くで、その地域の一般企業、弁理士の方々を対象に開催することをコンセプトにした。開催に際しては、財務省関税局のご協力を仰いで、当該地域の所轄税関の知的財産調査官に講師をお願いした。

また、当該地域で模倣品対策としての水際手続を実際に活用している企業知財担当者にも講師をお願いし、自社の水際対策を余すことなくご紹介いただいた。

なるべく地域に密着したセミナーとなるように、弁理士会各支部の協力も仰ぎ、各支部とともにセミナーの開催案内等の広報活動に力を入れ、地元の企業の方々に聴講していただくよう努力した。

セミナーは 2 部構成とし、第 1 部では、所轄税関の知的財産調査官に、「輸入差止申立手続と認定手続の基礎知識」について解説していただき、また、近年の取締状況についてもご説明していただいた。

また、第 2 部では、「模倣品対策の実態と輸入差止申

立制度の活用」をテーマに、パネリストとして、自社の模倣品対策を説明していただく企業知財担当者の方、現場としての税関の立場から解説していただく東京税関総括知的財産調査官の方、そして水際手続の経験が豊富な弁理士の三者にご登壇いただき、コーディネーターの弁理士の司会進行の下、パネルディスカッション形式で議論していただいた。

特に、企業知財担当者の方からは、実際の模倣品輸入行為に対して行った、輸入差止申請に際しての模倣品の調査や、模倣品と真正品の真贋判定の具体的な手法、申立に必要な疎明書類（識別ポイントなど）の作成時における留意点、税関との関わり方などについて、詳細に説明していただいた。そして、企業の方がオープンにされた具体的事項について、税関の立場から東京税関総括知的財産調査官の方に、また、代理人弁理士の立場から実務経験豊富な弁理士に、それぞれの射的的確な意見および解説を述べていただいた。

当該セミナーは、実際に模倣品対策として水際手続を活用している当該地域の企業の方が、自らその実態を余すことなくすべて話されており、現実が発生した案件についての説明であったので、聴講者にとっては非常に興味深く、臨場感に富んだ参考になるものであったと考えている。また、企業の方の説明に対して、東京税関総括知的財産調査官の方あるいは実務専門家の弁理士が適宜解説することにより、より内容的に深みのあるセミナーになったものと考えている。

また、セミナー会場には、実際に差し止めた模倣品とその真正品を、どちらが真正品であるかを明示せずに展示し、セミナー参加者に、実際に各商品を直に触れてもらう機会を設けて、真贋判定を体験してもらった。企業の方が説明した事案の商品が実際に展示されていたので、参加者の方々には非常に興味を持って見ていただけ、また、模倣品の精巧な作りをあらためて実感してもらえたものと考えている。

そして、セミナーに参加された企業の方々には、その地域の所轄税関の知的財産調査官の方の解説および模倣品対策の成果を上げている当該地域の企業の方の説明を聞いていただくことにより、模倣品対策としての水際取締が身近で、自らも対応可能な手続であることを実感していただけたのではと考えている。また、参加者が、自らの案件について、地元の知的財産調査官の方に気軽に相談に行っていただけるきっかけになったのではと考えている。さらに、セミナーに参加

された弁理士の方々には、自らのクライアントに対して、エンフォースメントの一手段として税関での手続が極めて有効であることをご紹介いただくきっかけになったのではと考えている。

模倣品をどうする？  
**企業の模倣品対策の実態と税関における模倣品取締り制度の活用セミナー**  
 —日本弁理士会主催のセミナーのご案内—

2015 12/3 木  
 14:00~16:50  
 会場:常翔学園大阪センター  
 大田区大田3-4-5 観音堂ビル3階  
**参加料無料**

●対象:知的財産権利者、弁理士等 人数/150名

**講演**

■第1部 実務  
 藤口 敏久氏  
 輸入禁止申請と手続及び鑑定手続の基礎知識  
 大田区 税関副課長  
 ■第2部 模倣品対策の実態と輸入禁止制度の活用  
 正樹 正樹氏  
 模倣品対策の実態と輸入禁止制度の活用  
 弁護士/徳加工業株式会社 知財課長  
 ■第3部 質疑応答  
 藤口 敏久氏  
 大田区 税関副課長  
 正樹 正樹氏  
 弁護士/徳加工業株式会社 知財課長  
 コーディネーター  
 石田 敏之氏  
 弁理士

**プログラム**

14:00- 開会の挨拶  
 14:05- 第1部 実務  
 藤口 敏久氏  
 輸入禁止申請と手続及び鑑定手続の基礎知識  
 大田区 税関副課長  
 15:05- 休憩  
 15:15- 第2部 模倣品対策の実態と輸入禁止制度の活用  
 正樹 正樹氏  
 模倣品対策の実態と輸入禁止制度の活用  
 弁護士/徳加工業株式会社 知財課長  
 16:45- 閉会の挨拶

お申込み先 <http://www.benrishi-navi.com/f/?id=a1051&type=1>  
 主催/日本弁理士会 協賛/大阪税関

大阪セミナーの様子



名古屋セミナーの様子



### 5. まとめ

当委員会は、税関当局との連携を図りながら、上述のようなセミナーを介して、模倣品対策としての水際手続を権利者に周知する活動を行ってきた。今後も、一般企業の方々にとって、模倣品対策に対する有効な解決策を発見していただくよい機会になるものと思われ、このようなセミナーを積極的に開催していく所存です。

以上  
 (原稿受領 2016. 4. 25)